



令和2年11月27日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	棚橋 幸治	内線 3981 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

### 教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和2年11月27日付けで下記のとおり行いました。

#### 記

#### <懲戒処分等の概要>

##### ○生徒に対する体罰

被処分者	県立長良高等学校 教諭（59歳・男性）
事案の概要	令和2年10月24日、勤務校の武道場において、剣道部の練習中に、部員に対して練習態度について指導した際、ビニール袋に入った消毒液のボトルで、部員1名の頭を、防具の上から1回叩いた。 また、同部員の竹刀を取り上げ、その竹刀で、防具の上から、同部員の頭を、上から3回、左右1回ずつ叩くとともに、胸のあたりを1回突いた。
処分	戒告
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
管理監督者の処分	校長 厳重注意